

医療法人 北志会 訪問看護ステーションらいらっく 運営規程

（目的）

第 1 条 この規程は、医療法人北志会訪問看護ステーションらいらっく（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、その他の従業者が老人及び難病患者、心身障害者（児）等並びに要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第 2 条 事業所の訪問看護師等は要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるよう、利用者の居宅（自宅）において病状観察、日常生活援助、指導、カテーテル等の管理、指導、医師の必要と認めた医療処置などの療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （１）名 称 医療法人 北志会 訪問看護ステーションらいらっく
- （２）所在地 札幌市豊平区豊平 6 条 8 丁目 2 番 1 8 号 札幌ライラック病院内

（職員の職種・員数及び職務内容〔指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を兼務〕）

第 4 条 事業所に勤務する職種・員数及び勤務内容は次の通りとする。

- （１）管理者・看護師 1 名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、事業所に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、訪問看護師等に対する技術指導、訪問看護計画の作成を行う。

- （２）訪問看護師等 訪問看護師 3 名以上（内 1 名は管理者兼務）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 5 名以上（非常勤兼務）

訪問看護師は、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書を作成し指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたる。理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士は、日常生活動作障害に対し、維持、改善を目的に訓練しサービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- （１）営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、祝祭日及び 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までを除く。
- （２）営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。
- （３）連絡体制 電話等により、営業日以外も 2 4 時間常時連絡可能な体制をとる。

（訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容）

第 6 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次の通りとする。

- （１）病状、障害の観察
- （２）清拭、洗髪等による清潔の保持
- （３）食事及び排泄等日常生活上の世話
- （４）褥瘡の予防、処置

- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料)

第 7 条 利用料の内容は次の通りとする。

- (1) 介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときはその 1 ～ 3 割の額とする。
- (2) 老人保険法及び健康保険法等による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供したときは、基本利用料として老人保健法に規定する基本利用料及び健康保険等に定める自己負担金の支払い又その他の利用料として次にあげる料金を利用者から徴収するものとする。

①超過料金 ②時間外料金 ③休日料金

通常の業務の実施地域を超えて行う指定訪問看護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費はその実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りとする。

※事業所から片道 10 km 以上 300 円

上記の費用の支払いを受ける場合には利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

- 第 8 条 訪問看護師等は訪問看護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。
- 2 訪問看護師等は前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。
 - 3 事業所は利用者等から苦情の申し出が行いやすい環境を整えるために、苦情処理担当者を設置するものとする。
 - 4 事業所の管理者は前項について利用者等への周知を図るため、必要な事項を事業所内の目につきやすい場所に掲示するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は札幌市内豊平区・中央区・白石区とする。

(その他運営についての留意点)

- 第 10 条 事業所は訪問看護師等の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし又勤務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用時 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 5 日間
 - (3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - (4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約に明記する。
 - (5) この規定に定める事項のほか、運営に関する常用事項は医療法人北志会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は	平成 16 年 10 月	1 日	より施行する
	平成 18 年	2 月	1 日 一部改訂
	平成 18 年	4 月	1 日 一部改訂
	平成 18 年	7 月	1 日 一部改訂
	平成 20 年	4 月	1 日 一部改訂
	平成 26 年	4 月	1 日 一部改訂
	平成 27 年	7 月	1 日 一部改訂
	平成 29 年	7 月	1 日 一部改訂
	平成 30 年	1 月	1 日 一部改訂
	令和 3 年	4 月	1 日 一部改訂
	令和 4 年	7 月 21 日	一部改訂